

## 茨城町空き家バンク制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、茨城町内の空き家を有効活用し、定住の促進及び交流人口の拡大による地域の活性化を図るため、茨城町空き家バンク制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築、又は購入した建築物であって居住その他使用がなされていない状態（居住その他使用がされなくなる予定のものも含む。）にあるものをいう。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 賃借又は分譲を目的としている建物
  - イ 宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。）が同条第2号に規定する宅地建物取引業としての媒介又は代理の対象としている建物
  - ウ 老朽、損傷等が著しい建物
  - エ 大規模な修繕が必要と認められる建物
  - オ 町税等を滞納している者が所有する建物
  - カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者（以下「暴力団等」という。）が所有している建物
- (2) 所有者等 空き家の所有権又は売却若しくは賃貸を行う権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けた当該空き家に関する情報を、当該空き家の利用を希望する者に対して、茨城町（以下「町」という。）がその情報を提供する制度をいう。

### (運用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

### (宅建協会との協定)

第4条 町長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）と次の各号に掲げる事項について、協定を結ぶものとする。

- (1) 媒介業者（次項に掲げる要件のすべてを満たす者に限る。）の推薦
- (2) 空き家バンクへ所有者から登録の申込みのあった空き家の登録に必要な調査
- (3) 空き家の売買又は賃貸借の契約交渉の媒介

2 前項第1号に掲げる要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 宅地建物取引業者であること。
- (2) 暴力団等でないこと。

### (空き家バンクへの登録申し込み等)

第5条 空き家バンクへの登録を希望する空き家の所有者等は、茨城町空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）、茨城町空き家バンク物件登録カード（様式第2号）及び同意書

(様式第3号)に、身分を証明するものの写しを添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査し、適当であると認めるときは、当該空き家を空き家バンクに登録し、茨城町空き家バンク物件登録完了通知書(様式第4号)を所有者等(以下「空き家登録者」という。)に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により登録した空き家について、宅建協会に媒介を依頼し、媒介業者が決定したときは、茨城町空き家バンク媒介業者決定通知書(様式第5号)により、当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンク登録事項変更の届出)

第6条 前条第2項の規定により登録完了の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、茨城町空き家バンク物件登録変更届出書(様式第6号)に茨城町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)を添えて、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、空き家の登録事項を変更したときは、茨城町空き家バンク物件登録変更通知書(様式第7号)により、当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンク登録の抹消)

第7条 町長は、空き家バンクの登録物件が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録物件を空き家バンクから抹消するものとする。

(1) 茨城町空き家バンク物件登録取消届出書(様式第8号)の届け出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権に異動があったとき。

(3) 登録した空き家の情報の内容に虚偽があると認めるとき。

(4) その他町長が適当でないとき。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、茨城町空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第9号)により、当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンク登録情報の公開)

第8条 町長は、空き家バンクに登録された空き家の情報(茨城町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)に記載された情報をいう。以下「空き家情報」という。)のうち、個人情報を除いた情報を町のホームページ等において公開するものとする。

(利用の登録申込み等)

第9条 空き家情報の紹介を受けようとする者は、茨城町空き家バンク利用登録申込書(様式第10号)、誓約書(様式第11号)に身分を証明するものの写しを添えて、町長へ提出するものとする。

2 空き家情報の紹介を受けようとする者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

(1) 暴力団等ではない者

(2) 空き家に定住及び定期的に滞在して、地域の住民と協調して生活しようとする者

(3) 空き家を転売及び転貸する意思のない者

(4) 町税を滞納していない者

3 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該申込者を空き家バンクに登録し、茨城町空き家バンク利用登録完了通知書(様式第12号)により当該申込者(以下「利用登録者」という。)に通知するものとする。

(利用登録者に係る登録事項変更の届出)

第10条 前条第3項に規定による通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、茨城町空き家バンク利用登録変更届出書（様式第13号）を町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受け、利用登録の登録事項を変更したときは、茨城町空き家バンク利用登録変更通知書（様式第14号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の抹消）

第11条 町長は、利用登録者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、当該利用登録者を空き家バンクから抹消することができる。

- (1) 茨城町空き家バンク利用登録取消届出書（様式第15号）の届け出があったとき。
- (2) 利用登録の内容に虚偽があったとき。
- (3) 空き家を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他町長が適当でないとしたとき。

2 町長は、前項の規定により登録を抹消したときは、茨城町空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第16号）により、当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉、申込み及び通知）

第12条 利用登録者は、希望する物件の交渉を申し込むときは、茨城町空き家バンク物件交渉申込書（様式第17号）により、町長に申し込むものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあったときは、空き家登録者には茨城町空き家バンク物件交渉申込通知書（様式第18号）により、宅建協会には茨城町空き家バンク物件交渉申込連絡書（様式第19号）により通知するものとする。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 前条第2項の規定による通知を受けた宅建協会は、速やかに当該利用登録者と交渉を行い、その結果について、茨城町空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第20号）により、町長に報告するものとする。

2 町長は、空き家登録者と利用登録者との空き家に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約並びにこれらにより生じる利益及び損害については、一切これに関与しない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月9日から施行する。

茨城町長 宛

申込者 住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

茨城町空き家バンク物件登録申込書

茨城町空き家バンク制度実施要綱第5条第1項の規定により、空き家バンクへ登録を申し込みます。

空き家バンクへの登録内容は、別紙「茨城町空き家バンク物件登録カード」（様式第2号）に記載のとおりです。

1 媒介業者の選択

町と空き家バンクの運営について協定を締結する下記公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会（以下「宅建協会」という。）に依頼します。

<input checked="" type="checkbox"/> ※いずれかにチェック
<input type="checkbox"/> 次の宅建協会会員 業者名 _____
<input type="checkbox"/> 宅建協会が推薦する会員

注意事項

- 1 空き家バンクでは、情報の提供や必要に応じての連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての媒介行為は行っていません。媒介行為に係る業務については町から宅建協会を通じて会員に依頼します。  
なお、媒介に係る報酬については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 茨城町個人情報保護条例（平成17年茨城町条例第1号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。
- 3 添付書類
  - (1) 茨城町空き家バンク物件登録カード（様式第2号）
  - (2) 同意書（様式第3号）
  - (3) 身分を証明するものの写し

様式第2号（第5条関係）

茨城町空き家バンク物件登録カード			物件番号	※		
物件所在地	茨城町					
登録目的	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> どちらも可	住宅分類	<input type="checkbox"/> 専用住宅	<input type="checkbox"/> 併用住宅		
賃貸の場合	一部店舗や作業場としての利用 <input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否					
希望売却価格	合計 円		建 物	円		
			土 地	円		
			その 他 ( )	円		
希望賃貸価格	保証金（敷金）等		敷 金	円		
	合計 円		礼 金	円		
	賃料・共益費等 月額 円		賃 料	円		
			共 益 費	円		
			駐 車 料 金	円		
			その 他 ( )	円		
空 き 家 の 概 要	建 築 年	年建築（築 年）				
	利用状況	<input type="checkbox"/> 放置 ( ) 年 <input type="checkbox"/> 近日中に空き家になる予定 <input type="checkbox"/> その他				
	面積		構造	補修の要否	補修の費用負担	
	土地	m <sup>2</sup>	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 補修不要 <input type="checkbox"/> 多少の補修が必要 <input type="checkbox"/> 大幅な補修が必要 <input type="checkbox"/> 現在補修中	<input type="checkbox"/> 所有者負担 <input type="checkbox"/> 入居者負担 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	建物	1階				m <sup>2</sup>
		2階				m <sup>2</sup>
		合計				m <sup>2</sup>
	電 気	<input type="checkbox"/> 引込済 <input type="checkbox"/> その他				
	ガ ス	<input type="checkbox"/> プロパン <input type="checkbox"/> その他				
	水 道	<input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 簡易水道 <input type="checkbox"/> その他				
	下 水 道	<input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 浄化槽 <input type="checkbox"/> 農業集落排水 <input type="checkbox"/> その他				
	風 呂	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 灯油 <input type="checkbox"/> その他				
	便 所	<input type="checkbox"/> 洋式 <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 簡易水洗 <input type="checkbox"/> 汲み取り <input type="checkbox"/> 和式				
	車 庫	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
	庭	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
農地	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
付帯物件	<input type="checkbox"/> 田 ( ) <input type="checkbox"/> 畑 ( ) <input type="checkbox"/> 倉庫 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )					
ペット等	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可					
そ の 他						

公共 機 関 ま で の 距 離	施設名	距 離	主 要 施 設 ま で の 距 離	施設名	距 離
	茨城町役場まで	km		( ) 郵便局まで	km
	消防署まで	km		( ) 金融機関まで	km
	駐在所まで	km		地区公民館まで	km
	( ) 保育園まで	km		図書館まで	km
	( ) 幼稚園まで	km		スーパーまで	km
	( ) 小学校まで	km		コンビニまで	km
	( ) 中学校まで	km		( ) まで	km
	公園まで	km		( ) まで	km
	( ) まで	km			
交 通	( ) 線 ( ) 駅まで <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車			分	
	( ) 線 ( ) バス停まで <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車			分	
接道状況	( 国 ・ 県 ・ 町 ) 道 ( ) 線から ( 東 ・ 西 ・ 南 ・ 北 ) 方向に ( m ・ 隣接 )				
所有者	氏 名		郵便番号		
	住 所				
	電 話		FAX		
	E-mail				
連絡先 (所有者と異なる場 合のみ)	氏 名		所有者との 関係		
	郵便番号				
	住 所				
	電 話		FAX		
	E-mail				
管理者 (管理者がいる場合 のみ)	氏 名		所有者との 関係		
	郵便番号				
	住 所				
	電 話		FAX		
	E-mail				
受付日※	年 月 日	現地確認日※	年 月 日		
登録日※	年 月 日	有効期限※	年 月 日		
結 果※	<input type="checkbox"/> 契約成立日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 登録抹消日 年 月 日 (理由 )				

位置図

間取り図

特記事項

注意事項

- 1 抵当権及び相続登記の必要がある場合は、特記事項に記入してください。
- 2 ※欄は記入しないでください。

様式第3号（第5条関係）

同意書

私は、茨城町空き家バンクへの登録を申し込むに当たり、下記の事項に同意します。

記

- 1 町税の納付状況や暴力団等ではないことについて、関係機関に調査、照会等をされること。
- 2 契約交渉の一切について、茨城町空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）で選択した媒介業者へ町が宅建協会に依頼すること。
- 3 登録した空き家の詳細調査（立ち入り調査、写真の撮影等の必要な調査の全て）を媒介業者が実施すること。
- 4 茨城町空き家バンクに登録した情報（以下「空き家情報」という。）の全てを町が宅建協会及び媒介業者に提供すること。
- 5 媒介業者が詳細調査した結果全てを町に提供すること。
- 6 空き家情報（所有者に関する情報を除く。）及び宅建協会等が撮影した物件の写真を公開すること。
- 7 媒介業者が契約交渉を進める際、相手方に空き家情報を提供すること。
- 8 宅地建物取引業法第46条第1項の規定に基づく額の報酬を媒介業者に支払うこと。
- 9 媒介業者を介して行う交渉、契約、契約成立後の問題等の一切に関して、町が関与しないこと。
- 10 登録申込み以降の手続き等に関しては、茨城町空き家バンク制度実施要綱の規定によること。

年 月 日  
住所  
氏名（署名）

茨城町長 宛



様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク物件登録完了通知書

年 月 日付けで申し込みのあった空き家情報については、下記のとおり登録を完了しましたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

物件番号	号
登録日	年 月 日
登録内容	別添「茨城町空き家バンク物件登録カード」のとおり

注意事項

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。

様式第5号（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク媒介業者決定通知書

年 月 日付け第 号にて依頼のあったこのことについては、下記の業者を決定したので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第5条第3項の規定により通知します

記

- 1 免許番号 : \_\_\_\_\_
- 2 商号又は名称 : \_\_\_\_\_
- 3 代表者名 : \_\_\_\_\_
- 4 事務所所在地 : \_\_\_\_\_
- 5 電話番号 : \_\_\_\_\_
- 6 その他特記事項 : \_\_\_\_\_

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所

氏 名

電話番号

㊟

茨城町空き家バンク物件登録変更届出書

下記の空き家物件について、登録事項に変更が生じたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

物件番号	号
変更内容	別添「茨城町空き家バンク物件登録カード」のとおり

※茨城町空き家バンク物件登録カードは全て記入し、変更箇所は朱書きで訂正してください。

様式第7号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク物件登録変更通知書

年 月 日付けで届出のあった空き家情報については、下記のとおり登録を変更しましたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

物件番号	号
変更登録日	年 月 日
変更後の登録内容	別添「茨城町空き家バンク物件登録カード」のとおり

様式第8号（第7条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所  
氏 名  
電話番号

㊟

茨城町空き家バンク物件登録取消届出書

下記の空き家物件について、茨城町空き家バンク制度実施要綱第7条第1項の規定により、  
空き家バンクへの登録を取り消したいので届け出ます。

記

物件番号	号
理由	

様式第9号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク物件登録抹消通知書

物件番号 号の空き家情報については、下記の理由により登録を抹消したので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

理由	
----	--

年 月 日

茨城町長 宛

申込者 住 所  
氏 名 ④  
電話番号  
FAX  
E-mail

茨城町空き家バンク利用登録申込書

茨城町空き家バンク制度実施要綱第9条第1項の規定により、茨城町空き家バンクへ利用登録を申し込みます。

なお、利用登録に係る個人情報等について、媒介を依頼する公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会へ提供すること及び町税の納付状況や暴力団等ではないことについて、関係機関に調査、照会等をされることに同意します。

記

購入又は賃借の別 及び希望価格	<input type="checkbox"/> 購入 希望価格（ 円）
	<input type="checkbox"/> 賃借 希望価格（ 円/月）
希望条件等 (御自由にお書きください。)	

注意事項

茨城町個人情報保護条例（平成17年茨城町条例第1号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。

誓約書

私は、茨城町空き家バンクへの利用登録を申し込むに当たり、下記の内容に同意します。

記

- 1 茨城町空き家バンクの利用を通じて得られた情報について、私自身が利用目的に従って利用し、決して他の目的には利用しないこと。
- 2 暴力団等ではないこと。
- 3 町税を滞納していないこと。
- 4 交渉、契約、契約成立後の問題等の一切に関しては、空き家登録者、利用登録者、宅建協会間で解決すること。

年 月 日

住所

氏名（署名）

茨城町長 宛



様式第12号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク利用登録完了通知書

年 月 日付けで申し込みのありました茨城町空き家バンク利用登録については、下記のとおり登録を完了しましたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

利用登録番号	号
--------	---

注意事項

- 1 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに登録変更手続きを行ってください。
- 2 この通知書は、希望物件の交渉の申込の際、必要となりますので、大切に保管してください。

様式第13号（第10条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所  
氏 名

印

茨城町空き家バンク利用登録変更届出書

茨城町空き家バンク利用登録内容について、変更が生じたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

利用登録番号	号
変更事項	変更前
	変更後
理由	
変更年月日	年 月 日

様式第14号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク利用登録変更通知書

年 月 日付けで届出のありました茨城町空き家バンク利用登録については、登録を変更しましたので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

様式第15号（第11条関係）

年 月 日

茨城町長 宛

住 所  
氏 名  
電話番号

印

茨城町空き家バンク利用登録取消届出書

茨城町空き家バンクの利用について、茨城町空き家バンク制度実施要綱第11条第1項の規定により、登録を取り消したいので届け出ます。

記

利用登録番号	号
理由	

様式第16号（第11条関係）

第 年 月 日  
号

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク利用登録抹消通知書

登録番号 号の茨城町空き家バンク利用登録については、下記の理由により登録を抹消したので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

理由	
----	--

茨城町長 宛

申込者 登録番号  
住 所  
氏 名  
電話番号  
FAX  
E-mail

印

茨城町空き家バンク物件交渉申込書

茨城町空き家バンク制度実施要綱第12条第1項の規定により、茨城町空き家バンクへ登録されている物件の交渉を申し込みます。

記

希望物件登録番号	号
購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借
希望条件等	
利用形態	1 定住 2 定期利用 3 その他 ( )

注意事項

茨城町個人情報保護条例（平成17年茨城町条例第1号）の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。

様

茨城町長 印

茨城町空き家バンク物件交渉申込通知書

物件番号 号については、下記のとおり交渉の申込みがあったので、茨城町空き家バンク制度実施要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

利用登録者名	
購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借
希望条件等	
利用形態	1 定住 2 定期利用 3 その他 ( )

注意事項

茨城町空き家バンク媒介業者決定通知書（様式第5号）に記載された宅建協会会員の媒介業者から連絡があります。

利用登録者との契約交渉については、宅建協会会員の媒介業者と相談してください。





年 月 日

茨城町長 宛

公益社団法人 茨城県宅地建物取引業協会  
会長 ⑩

茨城町空き家バンク物件交渉結果報告書

茨城町空き家バンクの物件の交渉結果については、下記のとおりです。

物件番号		
所在地	茨城町	
購入又は賃借の別	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 賃借	
契約の可否	<input type="checkbox"/> 成立 <input type="checkbox"/> 不成立	
契約締結日	年 月 日	
売買又は賃借額	円（賃借の場合は月額賃料）	
契約期間（賃借のみ）	年 月 日から 年 月 日まで	
不成立の理由		
空き家登録者	氏名	
	住所	〒
利用登録者	氏名	
	住所	〒
媒介業者	商号	
	代表者名	
	電話番号	
	住所	〒